

5 入園にあたって

子ども子育て支援制度に基づき、保育園などを利用する際、入園の申し込みとは別に、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

以下の3つの区分の認定により、支給認定を受け、施設（幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育）を利用することになります。

1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (保育認定・満3歳以上)	3号認定 (保育認定・満3歳未満)
満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	満3歳以上で、保育に必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	満3歳未満で、保育に必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 幼稚園、(認定こども園)	利用先 保育園、(認定こども園、地域型保育)	

※ 新制度に移行しない幼稚園の場合、認定の必要はありません。

問い合わせ先 . . . 保育課 保育係 TEL 64-5903

